

平成 22 年 12 月 24 日

COP10/MOP5における環境配慮及びカーボン・オフセットについて

1. CBD の COP10/MOP5 における環境への取組について

国際会議における環境配慮については、2005 年の G8 グレンイーグルス・サミットで広く知られるようになり、CBD の COP9/MOP4、気候変動枠組条約の COP15 など、一般化しつつあります。国内においても北海道洞爺湖サミットや G8 環境大臣会合をはじめ、大小様々な会議において環境配慮及びカーボン・オフセットが実施され、「会議等の環境配慮のススメ」(環境省)や「カーボン・オフセットイベントの手引き」(カーボン・オフセット推進ネットワーク)など、こうした取組に関する指針等も整備されつつあります。

COP10/MOP5 には 179 の締約国、関連国際機関、NGO 等から 13,000 人以上が参加し、遺伝資源のアクセスと利益配分 (ABS) に関する国際ルールの「名古屋議定書」と、2011 年以降の新戦略計画である「愛知ターゲット」を採択して会議を終えました。参加者の移動や会議の開催に伴ってエネルギーの使用や廃棄物の発生などで大きな環境負荷が発生します。そこで COP10/MOP5 では、これまでに実施された国際会議における環境配慮への取組や、既に各国から公表されているイベントの環境配慮に関するガイドラインを参考にしつつ、本会議の開催地に適した環境負荷低減への取組を行いました。

具体的には、【1】会議開催に伴う様々な業務におけるグリーン購入の推進、【2】愛知県名古屋市の基準に準拠したごみの分別をはじめとした 3R の促進、【3】会場のエネルギー管理の徹底や自然エネルギーの活用などを通じた資源・エネルギーの節約、【4】低公害車の利用や公共交通機関利用の推進、【5】参加者及び関係者への事前及び会場における呼びかけ、【6】これらの削減努力を行っても排出される CO₂についてカーボン・オフセットを実施する等により、環境負荷の低減に取組みました。

2. CBD の COP10/MOP5 におけるカーボン・オフセットの概要

これらの環境配慮の取組を行った上で、会議開催に伴って排出される CO₂をカーボン・オフセットします。この中には、参加者の航空機及び鉄道による移動、会場でのエネルギー利用、会議参加のための宿泊、廃棄物の処理、会場で利用する紙の製造、関係者の自動車による移動など、幅広なパウンドリにおける CO₂排出量が含まれています。

こうした CO₂ 排出削減の取組を行った後の CO₂ 排出量を対象に、国内における排出量についてはオフセット・クレジット^{※1} (以下「J-VER」という。) を購入して無効化し、国外における排出量については京都クレジット^{※2} (以下「CER」という。) を購入し取消を行うことでカーボン・オフセットを実施します。

実施にあたり、取組の客觀性及び信頼性を高めるために、カーボン・オフセット認証制度に基づいて第三者認証機関による認証を取得します。

[別添2]

※1 国内の排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。平成20年11月に環境省が創設。

※2 京都議定書に定められた手続に基づいて発行されるクレジットであり、京都クレジットは京都議定書に基づく削減目標達成のために用いられる。クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism、CDM) プロジェクトにより発行されるクレジット (Certified Emission Reduction、CER) 等がある